

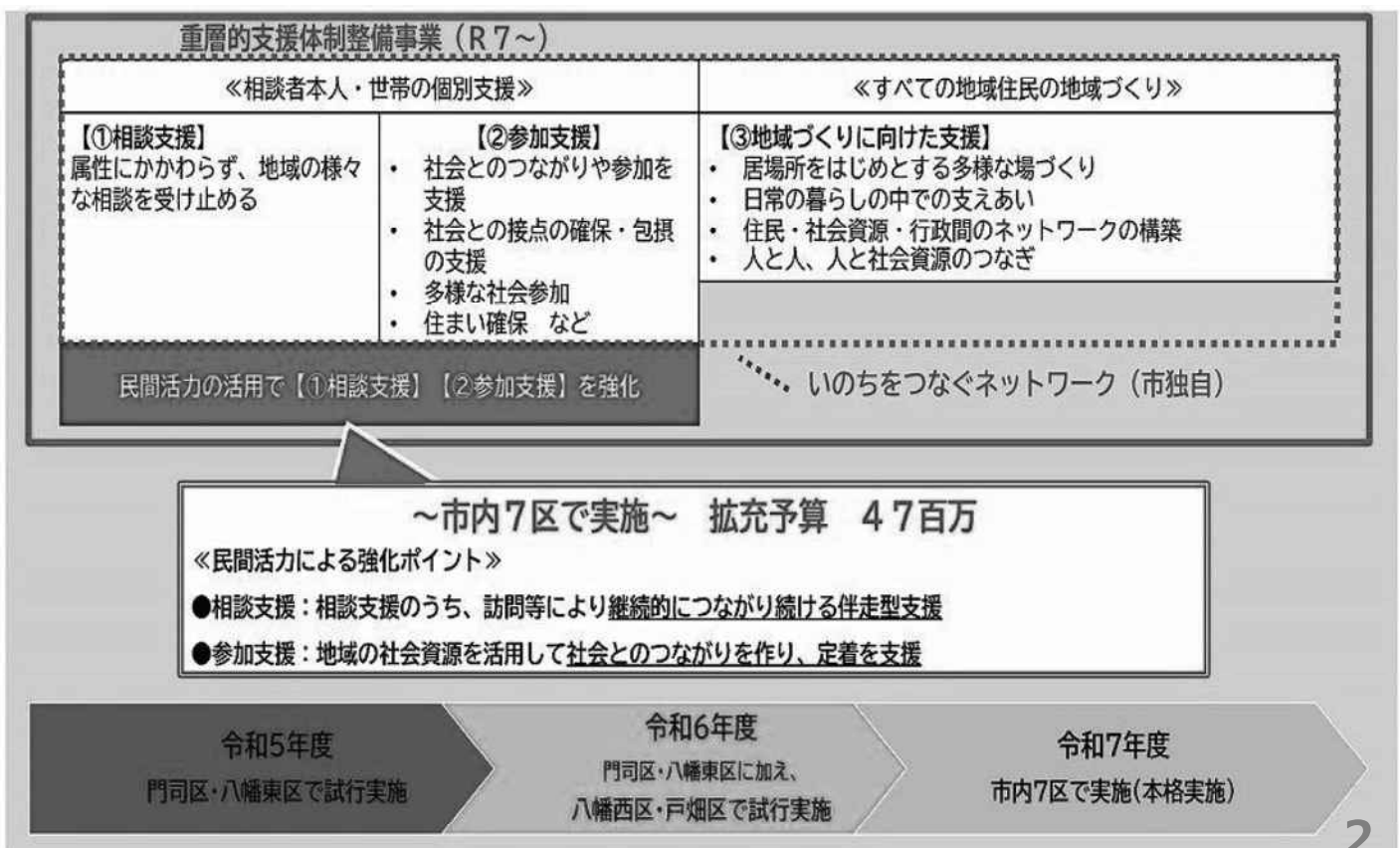
重層的支援体制整備事業

令和7年3月28日
北九州市保健福祉局地域福祉推進課

1

重層的支援体制整備事業 ～いのちをつなぐネットワークを充実・強化～

令和7年度から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の3つの支援を全ての区で本格的に実施する。



2

事業メニュー	取組の内容
包括的相談支援 ＜①相談支援＞	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。 ○複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。
多機関協働 ＜①相談支援＞	○世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 （多機関協働事業者：北九州市ではいのちをつなぐネットワークコーナー）
継続的支援 ＜①相談支援＞	○訪問等により継続的に繋がり続ける機能 ○関係機関や地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者をみつける
参加支援 ＜②参加支援＞	○地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う ○新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図る。
地域づくりに 向けた支援 ＜③地域づくり＞	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

3

令和5年度 移行準備事業 支援事例 ※門司区、八幡東区のみ（8月～）

【事例①】

- ◆50歳代 女性 単身世帯。20年以上ひきこもり。母の死後一人になったことを心配した親族からいのちネットに相談があった。
- ◆就労はしておらず、預貯金のみで生活。リストカットなど自殺企図があるためいのちネットの同行支援で精神科受診。障害年金について検討していたが進展なし。保護申請は本人拒否。
- ◆本人が行政の支援について拒否的の為、本人からSOSがあった場合に迅速に対応できるよう、支援関係者で情報共有（支援会議）。本人との信頼関係をつくるため、伴走型支援事業者による支援を実施。

【事例②】

- ◆80歳代 男性 単身世帯。主宅近隣住民から、主宅のごみ散乱について社会福祉協議会に相談があった。行政による支援は本人が拒否するため、民生委員による継続訪問を行ってきた。
- ◆認知症の疑いがあるが、本人拒否のため、介護サービスも利用していない。
- ◆自家用車で外出やスーパーでの買い物等を自分で行っており、会話は普通に行える。親族や地域との交流はない。
- ◆庭の生ごみの腐乱臭がひどい。
- ◆今後の支援の方向性や本人についての情報共有の為支援会議を開催。
- ◆伴走型支援による本人との関係性が構築できた後、ボランティアによるごみの片づけ、行政サービスの適用に向け支援していく。

【事例③】

- ◆60歳代 男性 単身世帯。若年性アルツハイマー、鬱。
- ◆金銭管理ができないため、家計改善支援事業、地域福祉権利擁護事業利用中。自己破産の手続きも進めている。
- ◆本人の就労意欲も強く、ファストフード店での就労を開始した。各支援のモニタリングのため、自立支援相談員による継続支援を実施中。
- ◆緩やかな見守りを継続するため、伴走型支援事業の適用可能性について検討する支援会議を開催。
- ◆本人同意の上、重層的支援会議を開催。伴走型支援事業者による支援プランを作成し、緩やかな見守りを実施。

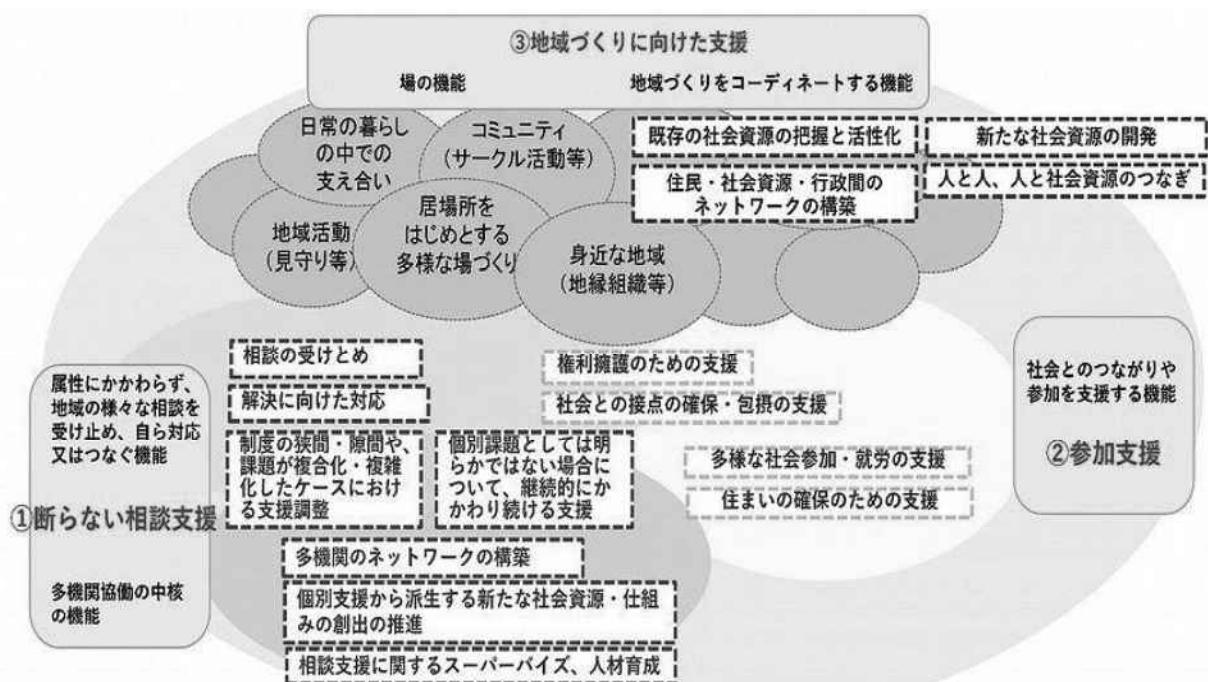
4

参 考 資 料

5

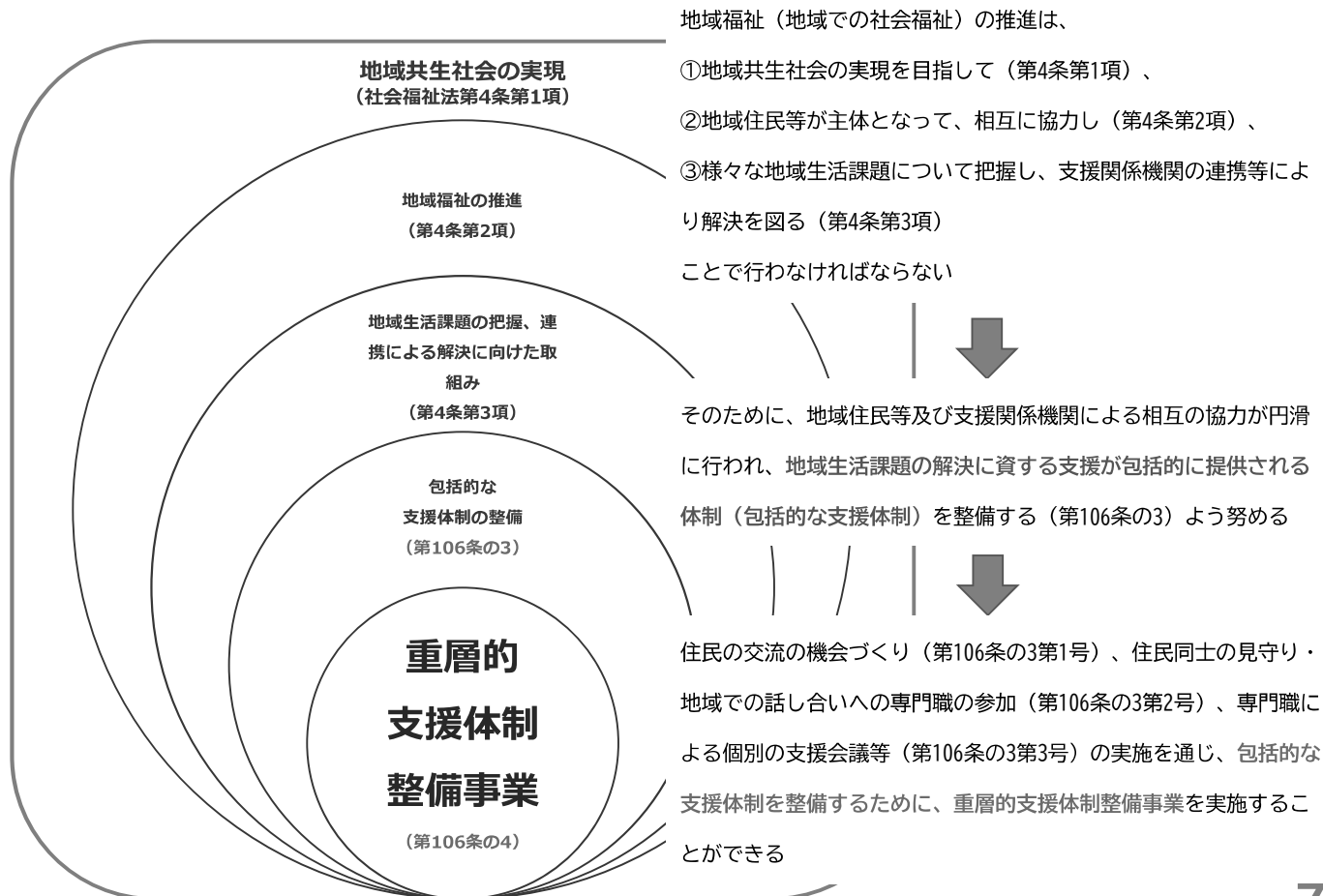
重層的支援体制整備事業は、市町村の実情に応じて**包括的な支援体制を整備**するため、以下の①～③の支援を一体的に実施する事業

- ① **相談支援（市町村による断らない相談支援体制）**
- ② **参加支援（社会とのつながりや参加の支援）**
- ③ **地域づくりに向けた支援** ※北九州市では令和7年度から全区で開始



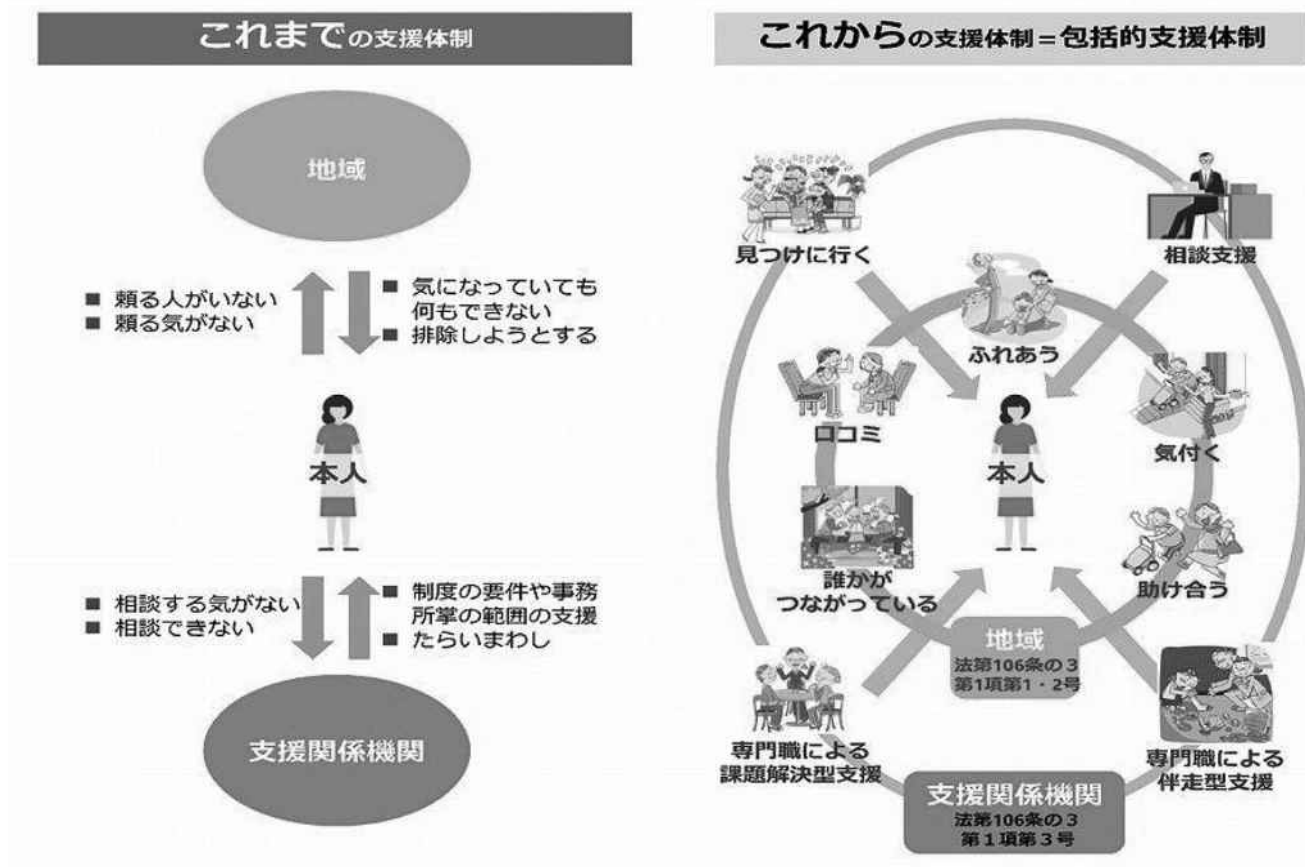
6

「包括的な支援体制」「重層的支援体制整備事業」の法令上の定義



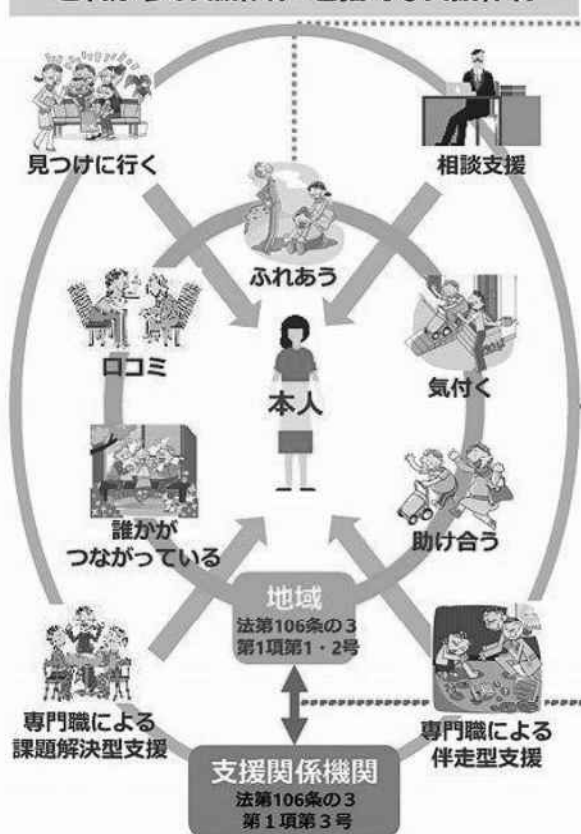
7

支援体制のこれまでとこれから



8

これからの支援体制=包括的な支援体制



生活を支える地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけて行くことができる

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができる

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

不足する社会資源を開発する仕組みがある

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」（令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業の関係

わがまちでは、包括的支援体制の整備は、どのくらい進捗しているか？

地域生活を支える地域ができているか？

- ・住民同士がつながる多様な機会が地域の中にあるか？
- ・上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制はあるか？

ケースを見つけて行くことができるか？

- ・相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っているか？
- ・地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができているか？

ケースを受け止めることができるか？

- ・所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めているか？
- ・表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われているか？

インフォーマルとフォーマルで協働しているか？

- ・地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われているか？
- ・支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われているか？

必要に応じて伴走支援が行われているか？

- ・課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われているか？

不足する社会資源を開発する仕組みがあるか？

一 重層的支援体制整備事業の各事業 一

※鍵括弧内は、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」からの引用

地域づくり事業

「地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する」

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

「アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援」
「対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する」

包括的相談支援事業

「相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う」

多機関協働事業、支援プランの策定

「複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもの」

参加支援事業

「本人や世帯が、地域や社会とのかかわり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援」

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」（令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」）

いのちをつなぐネットワーク



【見つける・つなげる・見守る】

民生委員・児童委員/福祉協力員/NPO・ボランティア/企業活動



いのちネット
担当係長

区役所					区役所以外					民間支援団体
重層法定事業					重層 法定事業					NPO法人等 ・ 孤独・孤立対策連携協議 会参加団体等
地域 包括	子ども・ 家庭相談	地域 保健	こころ ヘルプ サービス	いのち ネット (困窮)	基幹相談 支援センター	・ 障害者基幹相談支援センター	・ 子ども総合センター	・ ヤングケアラー相談支援窓口	・ 障害者虐待防止センター	
						・ 総合療育センター地域支援室	・ 特別支援教育相談センター	・ 発達障害者支援センター「つばさ」	・ ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」	
						・ 子ども・若者応援センター「YELL」	・ 男女共同参画センター ムーブ	等		

8050問題・ひきこもり・ゴミ屋敷・精神疾患疑い・支援拒否



いのちネット
担当係長

いのちをつなぐネットワークの強化（重層的支援体制整備事業での新たな機能）

伴走型支援事業

参加支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のうち、支援対象者と直接かつ継続的に関わるための信頼関係を構築する『伴走型支援』と、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う『参加支援』を加え、いのちをつなぐネットワークを強化。

11

参加支援の取組（支援例）

支援例① 集団での活動が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手な高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案。
- ・他の交通安全ボランティアには、本人と活動状況の見守り等を依頼。

支援例② 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話ができるようになっていく。

支援例③ 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き家を活用して一時的な住まい確保を支援

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには、居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例④ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している事業所に協力を依頼。
- ・事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、事業所には声かけと見守りを依頼。
- ・参加支援事業者が定期的に事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労に向けた支援を実施。

12

地域住民が地域おこしのためのアンケート調査

商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。

アンケート調査結果

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

呉服店に子どもの居場所をつくる

商店街の呉服店が駄菓子販売とたまり場スペースを設置
・児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

ママグループが子育て情報を発信

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信
・母親たちの参加の場となる
・子育て支援事業者との共働につながる

まちの空きスペースを地域活動の場に活用

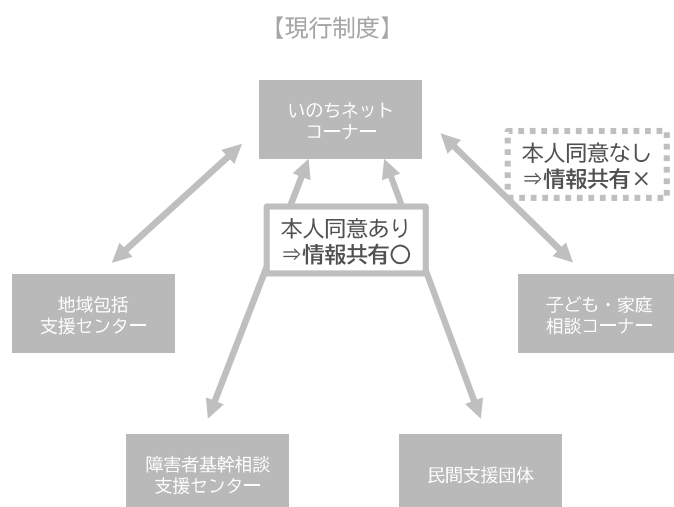
米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる
・高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
・商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

13

支援会議と重層的支援会議

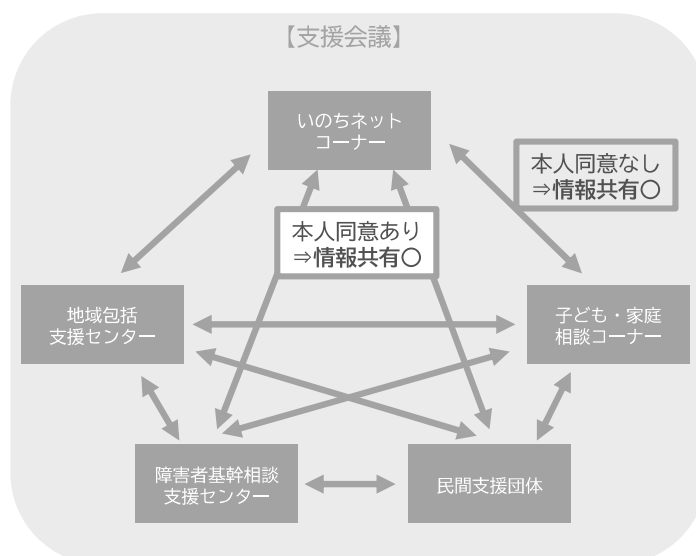
	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	社会福祉法第106条の6	重層的支援体制整備事業実施要綱 事務マニュアル等
設置（開催）主体	多機関協働事業者 議長：保健福祉担当部長 事務局長：保健福祉課長 担当：いのちをつなぐネットワーク担当係長	多機関協働事業者 議長：保健福祉担当部長 事務局長：保健福祉課長 担当：いのちをつなぐネットワーク担当係長
対象	支援について本人同意がないケース	支援について本人同意があるケース
関係機関との 情報共有	本人の同意がなくても可能 ・ 支援会議における情報等の提供は、個人情報保護に関する法令、その他の法令による守秘義務に違反しない。 ・ 第三者へ秘密を洩らした場合の罰則あり。 （一年以下の懲役又は百万円以下の罰金）	本人の同意が必要
主な目的	・ 気になる事案の情報提供・情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応	・ プランの適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

14



◆本人同意がないため、関係機関との間で情報の共有ができない。

◆世帯として状況を把握して初めて課題把握ができる事案であっても、本人同意がないと課題把握ができない。



◆本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能。

支援会議の構成員

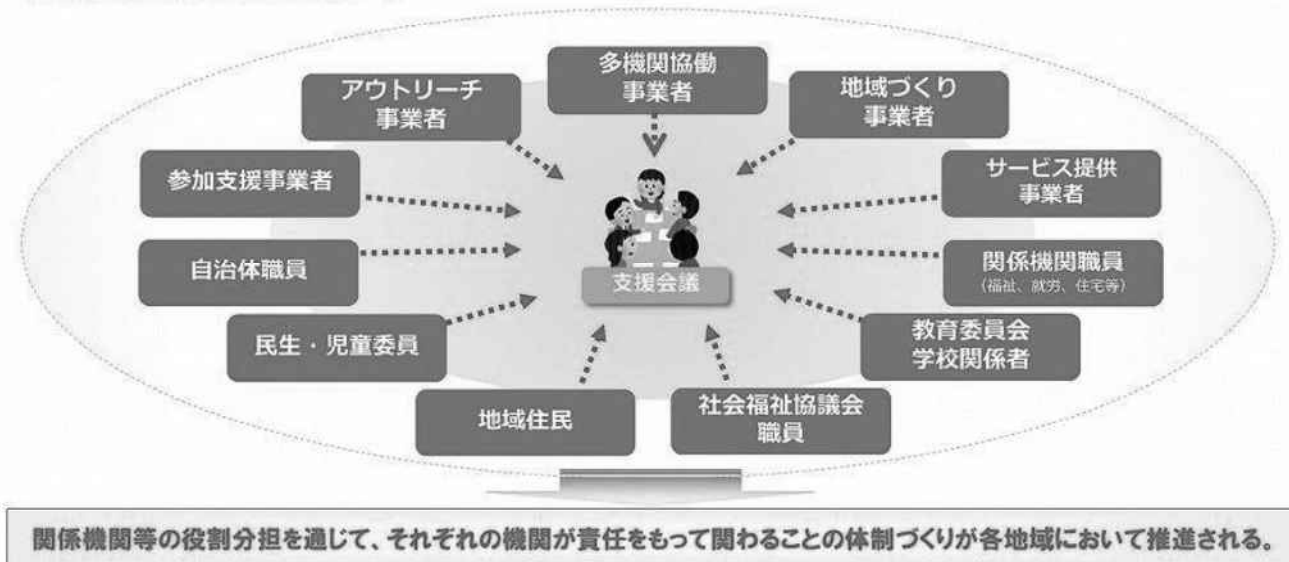
○ 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。

- ◆ 行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等） ◆ 各分野の相談支援機関やコーディネーター ◆ サービス提供事業者 ◆ 医療機関 ◆ 協同組合 ◆ 学校 ◆ NPO ◆ 社会福祉法人 ◆ 地縁組織 ◆ ボランティア等の活動団体 ◆ 専門職団体 ◆ 民間企業 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、重層的支援体制整備事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする

（参考）支援会議の構成員のイメージ



移行準備事業で見た成果

(1) 分野横断的に取り組めるようになったこと

- ① 制度の間で支援できなかったケース（ひきこもり、ゴミ屋敷）について、先を見据えた支援が一部できるようになった。
- ② 対象者だけでなく、支援している同居の家族に実は支援が必要であったことが判明。ただ、支援できる制度が現時点ではないため、伴走支援でつながり続けることとしている。
- ③ 分野横断的に取り組めるようになる第一歩として、支援会議を通して、支援関係機関の担当者との面識が持て、相談をしやすい関係性の構築につながっている。

(2) 支援関係機関との連携体制構築の工夫

- ① 新規ケースの場合は全員で支援の方向性や役割分担を協議するが、その後の支援については、個別で支援会議を開催し、定例会議の中で報告をすることとした。そうすることで、個別のケースについてタイムリーな情報共有や、現場担当者の支援機会への参画が可能になり、協議から支援の流れがスムーズになった。
- ② 支援会議開催のハードルを低くして、個別具体のケースについては、支援関係機関が得ている情報を詳細に集めたり、支援の進捗の確認や短期的な支援方針を定めて支援関係機関の役割分担を明確にしたりしている。
- ③ 生活困窮者自立相談支援事業に多機関協働事業を重ねることで、北九州市の従来の体制を活かした連携しやすい体制はある。
- ④ 個別具体のケースについては、他の支援関係機関の支援の進捗も多機関協働事業へ報告をするようにしている。

(3) 事業の実施を通じて感じる変化

- ① 会議説明用に共通の様式を作成した。それにより、支援の方向性や課題の本質を事前に明確にしたり、現在の支援の確認や今後必要としている支援を明らかにすることによって、課題の解きほぐしが進んだ。また、それによって会議メンバーの中で支援の方向性を共有できるようになった。
- ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業を活用することで、多機関協働事業者の負担軽減につながったり、従前よりも手厚い支援を行うことができたりしている。
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業が新たに追加されたことで、個別具体のケースに関わる支援関係機関が増えた。これにより、支援の見立ても多様になり、従前よりも手厚い支援を行うことができるようになっている。

17

移行準備事業で見た課題

(1) ケースの選定

- ① 制度に乗っているケースについては、すでに多機関で支援しており、どういう基準で重層事業の対象ケースとするかが課題。
- ② 対象ケースの判断が難しく、新規ケースが出てきづらい。
- ③ 各支援関係機関で対応に苦慮している個別具体のケースはあるものの、支援会議で取り扱うケースの選定に慎重になりすぎて、支援会議にケースがあがってこない。

(2) 支援会議・重層的支援会議の運営

- ① 大人数での会議であるため、個別ケースにじっくり時間をかけて検討することが難しく、結果として事前・事後の個別協議が必要となっており、会議をどういう位置づけにするかが課題。

(3) 情報共有・情報の集約について

- ① 支援関係機関の情報共有や多機関協働事業者に情報を集約することがなかなかできない。

(4) 各支援機関の重層事業に対する理解

- ① 各支援関係機関に重層事業や北九州市のスキームについて理解を促すことは必要だが、それ以上に、包括的な支援体制構築の理解を促すことも重要になる。

(5) その他

- ① 本人同意がないケースに対する事務処理手順の共通理解がない。
- ② 個別具体のケースに関して、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業の終結する際の終わり方については、丁寧に実施をする必要がある。
- ③ 多機関協働事業者と、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者・参加支援事業者は、物理的に離れたところで仕事をしているため、ツールの活用の他にも日頃から意思疎通や関係構築をする必要があるように感じる。

18